

毎週火・金曜日発行



# 秋田県公報

目次	ページ
----	-----

### 規則

○衛生事務に関する知事の権限を保健所長に委任する規則の一部を改正する規則(一一四・健康推進課) ……………1

### 規則

衛生事務に関する知事の権限を保健所長に委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成十八年十二月二十六日

秋田県知事 寺田典城

#### 秋田県規則第百十四号

衛生事務に関する知事の権限を保健所長に委任する規則の一部を改正する規則

衛生事務に関する知事の権限を保健所長に委任する規則(昭和三十一年秋田県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一号(三)中「療養病床」を「病床」に改め、同表第一号の二中(六)を(七)とし、(五)を(六)とし、(四)を(五)とし、(三)を(四)とし、(一)を(二)とし、(一)を(三)とし、同号に(一)として次のように加える。

(一) 第三条の二の規定による診療所の病床の設置の届出を受理すること。

#### 附則

この規則は、平成十九年一月一日から施行する。

### 正誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

平成十八年九月二十九日(号外第三号)公布秋田県認定こども園の認定の基準に関する条例施行規則

(原稿誤り)

三  
— 下 —  
二  
— 秋田県条例第七十八号 —  
— 秋田県条例第七十九号 —

発行者

秋田県

購読料金

秋田市山王四丁目一番一号  
一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話 082-8766 FAX 082-0005  
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄